

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いに関するQ & A

Q 1 「通常の事業の実施地域」とは、どの地域を指すのか。

A 1 通常の事業の実施地域とは、居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常サービス提供を行う地域として定めている地域で、現状人員や居宅までの距離に関わらずケアマネジメント業務を支障なく行える市町村名又は市町村内の一般的に利用者居住地を特定できる行政区名等を指します。(例 第一から第五地区)

Q 2 「通常の事業の実施地域」において訪問介護サービス等のサービスを数える場合は、事業所の所在地で数えるのか。

A 2 訪問介護サービス等の各サービス事業所の所在地で数えます。

なお、地域密着型サービスについては、「通常の実施地域」における事業所数を市町村ごとに分けて数えることとし、該当市町村が他市町村に所在する事業所を指定している場合は、該当市町村の事業所数に含めません。(下表右列 (B))

例えば、居宅介護支援事業所の通常の実施地域において、その実施地域に所在する事業所数が合計5か所以上であっても、その地域に所在する事業所数を利用者の居住する市町村における実施地域ごとに数えた場合、すべての各市町村における実施地域内においてサービス事業所数が4か所以下である場合(例 i) は、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて(平成27年9月1日付け通知)(以下「通知」という。)」の2の(1)に定める正当な理由に該当します。

【地域密着型サービスの場合】

(例)居宅介護支援事業所の通常の実施地域が、

- i) 長野市全域、A村全域の場合→正当な理由に該当(長野市及びA村が5事業所未満)
- ii) 長野市全域、B村全域の場合→正当な理由に該当しない(B村が5事業所以上)
- iii) 長野市全域の場合→正当な理由に該当

市町村名	左記の市町村内の実施地域に所在する事業所数(A)	左記の市町村が指定する他市町村所在の事業所数(B)
長野市	4か所	2か所(C市)
A村	3か所	2か所(D市)
B村	6か所	なし

* 括弧内は事業所の所在市町村

また、居宅介護支援事業所において、適正な通常の実施地域設定が確保されていることが事業所数が少数である前提となるため、居宅介護支援事業所の通常の実施地域内に居住する利用者の計画割合をサービスごとに80%以上とすることを条件としています。

(例) 訪問介護を位置づけた居宅サービス計画総数50件、うち通常の実施地域内利用者38件、訪問介護事業所の通常の実施地域内数が4事業所の場合
通常の実施地域外の利用者が20%を超えるため、2(1)の要件とは認められません。

Q 3 2(4)の「居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、平均の居宅サービス計画数が10件未満である。」と、2(3)の「判定期間の平均の居宅サービス計画数が20件以下である。」との関係は、具体的にどのような場合か。

A 3 例えば、月の居宅サービス計画数の平均が21件であった場合、通知の2の(3)は該当にならないが、紹介率最高法人が80%を超えるサービスが訪問介護であった場合で、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数の月の平均が4件である場合は、通知の2の(4)に該当します。

(例) 訪問介護が紹介率最高法人80%を超えた場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
総数	20件	20件	20件	21件	21件	21件	123件	● 21件
訪問介護 (総数)	3件	3件	3件	4件	4件	4件	21件	◆ 4件
紹介率 最高法人	3件	3件	3件	4件	4件	4件	21件	4件

紹介率最高法人の居宅サービス計画: 21件 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数 21件 = 100%

●判定期間の平均の居宅サービス計画数が21件なので、2の(3)は非該当

◆居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに4件なので、2の(4)は該当

Q 4 第三者評価を過去3年度以内に受けた場合の、過去3年度とは、具体的にどの範囲をいうのか。

A 4 例えば、提出日が平成28年3月15日(27年度後期)の場合は、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度に受けたものが対象になり、提出日が平成28年9月15日(28年度前期)の場合は、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度に受けたものが対象となります。(判定期間の最終の月が属する年度から前3年)

また、第三者評価については、長野県が認証する福祉サービス第三者評価機関による評価を受けたものに限ります。

Q 5 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画が1か月あたりの平均で1件であり、紹介率が100%になる場合、届出書を提出する必要があるか。

A 5 80%を超えた場合は、正当な理由の有無にかかわらず、届出書の提出が必要です。ただし、この場合、通知の2の(4)に該当するため、減算対象にはなりません。

Q 6 「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの」とあるが、利用者から理由書が提出されている場合は、地域ケア会議等において意見・助言を受けていなくてもよいか。また、利用者から提出される理由書について、既定の様式はあるか。

A 6 理由書が提出されており、かつ、地域ケア会議等において意見・助言を受けていることが必要ですので、地域ケア会議等において意見・助言を受けていないものは正当な理由に該当しません。

また、利用者から提出される理由書については、既定の様式がありませんので、任意様式での提出となります。ただし、以下の項目については記載してください。

・利用者から提出される理由書に記載する内容

- (1) 居宅介護支援事業所の法人名及び事業所名
- (2) 利用を希望するサービス事業所の法人名、事業所名及びサービス名
- (3) 当該事業所のサービスを希望する理由
- (4) 理由書の提出日
- (5) 利用者名
- (6) 利用者の署名・押印（家族が代筆する場合は、本人との関係性を記載）